

公益財団法人住友電工グループ社会貢献基金 理事、監事及び評議員の報酬等支給基準規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、公益財団法人住友電工グループ社会貢献基金定款（以下定款という。）
第24条及び第31条の規定に基づき、本財団の理事、監事及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 役員報酬

(支給対象)

- 第2条 役員報酬は、定款第26条及び第27条に規定する常務理事が常勤である場合に、当該常務理事に対してのみ支給することができる。

(支給金額)

- 第3条 前条で定める者に対する報酬金額は、年額1千万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

- 第4条 前条で決定された金額は、毎月25日に振込により支給する。但し、支払日が土曜日、日曜日、又は祝日にあたるときは、その前日に繰り上げて支払う。

第3章 理事会及び評議員会出席謝金

(支給対象)

- 第5条 理事会及び評議員会に出席した理事、監事及び評議員には役員報酬として出席謝金を支給する。

(支給金額)

- 第6条 出席謝金の金額は、1回当たり5万円を超えず、年額50万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

- 第7条 前条で決定された金額は、会議開催の都度、振込又は現金で支給する。

第4章 規定の変更

(規定の変更)

- 第8条 この規定の変更は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

- この規程は、本財団が公益認定を受けた日から施行する。